

## 三芳町みどりあふれるまちづくり推進事業苗木配布要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅等私有地内の緑化を行う住民に対し苗木を配布し、もって環境緑化の推進とみどりあふれる豊かな街並み景観を造成することを目的とする。

### (配布対象者)

第2条 苗木の配布を受けることができる者は、町内に在住し、又は土地、事業所を有する者であって、自己の所有又は管理、賃借（以下「所有等」という。）する土地等において、前条の目的に沿って次に掲げる緑化行為（以下「植樹等」という。）を行う者とする。ただし、事業所を有する者にあつては個人、法人を問わない。

- (1) 配布した苗木を自己の所有又は管理する土地に植樹し育成すること。
- (2) 建物のみ所有等する者にあつては、バルコニー等建物施設内で植樹し育成すること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、苗木の配布を受けることができない。

- (1) 法令等許認可を要するもので、当該許認可を受けずに建築等された土地に植樹する場合
- (2) 都市計画法施行令、三芳町開発行為等指導要綱等における関係規定の要件を満たすために配布を受けようとする場合

### (苗木の種類及び配布制限)

第3条 苗木の種類は、町長が定める推奨木の他に、植樹時期等を考慮した樹種から選択するものとする。

2 同一年度内の申請は1回までとし、配布本数は1回あたり5本までとする。ただし、これを超える植樹計画書を提出する場合であつて、当該計画の内容が適当と認められるときは、この限りでない。

### (苗木の配布申請)

第4条 苗木の配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三芳町みどりあふれるまちづくり推進事業苗木配布申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を随時受け付けるものとするが、別途、樹種や催しに応じて申請期間を定めることができるものとする。

3 申請者が未成年であるときは、親権者等が代って申請を行うことができる。

(配布の決定)

第5条 町長は、前条の申請を受け、配布決定した場合は、当該決定の内容を付して三芳町みどりあふれるまちづくり推進事業苗木配布決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の決定通知書の再交付は、町長が特に認める場合以外に行わないものとする。

(苗木の配布方法)

第6条 配布の期間及び配布場所は、苗木の植樹適期等を考慮して町長が定めるものとする。ただし、町長が定めた配布の期間及び配布場所は、前条第1項の決定通知書に付するものとする。

2 決定通知書の交付を受けた申請者は、前項の期間内、場所において決定通知書を提示し、苗木の配布を受けるものとする。

(苗木の植樹等、管理)

第7条 苗木の配布を受けた申請者は、速やかに植樹等を行い、適正な管理に努めなければならない。

2 町長は、苗木の配布後に生じた枯損等の損害については、その責を負わない。

(苗木の植樹等報告)

第8条 申請者は、配布を受けた日から1月以内に植樹等したことを証する写真を添付し、三芳町みどりあふれるまちづくり推進事業苗木植樹等報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、苗木の配布の決定を取り消し、又は既に配布した場合にあっては返還を命ずることができる。この場合の返還については、配布した時点における苗木の代金に相当する金額によるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 第6条第1項に定める配布の期間内に、申請者が同条第2項の手続きを行わないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により苗木の配布を申請し、又は配布を受けたとき。

(4) 配布された苗木をこの要綱の目的に反して使用したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。